

妊娠・出産

「一目でわかるとよはしの母子保健」

詳細はこちら▶



★妊娠したら

母子健康手帳の交付



妊娠の届け出をした人に交付
(総合相談窓口にて)

交付

- ・豊橋市保健所こども保健課(月～金曜日午前8時30分～午後4時45分)
※木曜日のみ午後6時45分まで、祝日・年末年始を除く
- ・こども未来館(金、土、日曜日午前9時30分～午後4時45分)
※年末年始を除く(原則事前予約)

妊婦さんに合わせた情報提供

妊婦さんを対象に、個々の状況に応じたmamaサポートプランを作成し、安心して妊娠、出産期を過ごせるよう相談対応します。

妊産婦健康診査



妊娠期14回、産後2回(産後2週間頃と産後1か月頃)、産科医療機関・助産所で受診
多胎妊婦の方は妊娠期に5回追加交付

受診票

- 「妊産婦・乳児健康診査等受診票つづり(母子健康手帳と同時配布)」綴じ込み

問 豊橋市保健所 こども保健課 ☎39-9160

妊産婦歯科健康診査



妊娠中もしくは産後1年未満までの間に1回、市内歯科医院で受診

- 受診票 「妊産婦・乳児健康診査等受診票つづり(母子健康手帳と同時配布)」綴じ込み

プレママカフェ



妊娠中の食生活や初めての育児についての講話、グループワークを通した仲間づくり

対象 35歳以上の妊婦

ティーンズマタニティクラス



赤ちゃんふれあい遊び、情報交換、仲間づくりなど

対象 20歳未満の妊産婦

妊娠・出産

★赤ちゃんが生まれたら

新生児聴覚検査

産科医療機関に入院中の新生児に対して、先天性難聴を早期に発見するための聴力検査の一部助成を行います。

対象 生後1か月以内の乳児

乳児健康診査

乳児期(1歳1か月になる前日まで)2回、医療機関で受診

- ・乳児の1回目(1か月児健康診査)は「妊娠婦・乳児健康診査等受診票つづり(母子健康手帳と同時配布)」綴じ込み
- ・乳児の2回目(6~10か月頃の健康診査)は生後5~6か月頃個人通知

産婦・新生児訪問

助産師が訪問し、体重測定、育児相談、母乳相談などを実施

対象 初めて出産された方で助産師による授乳指導などを希望される方

未熟児等の家庭訪問

こども保健課の保健師等が訪問し、体重測定、育児相談、子育てに関する情報の提供などを実施

対象 出生体重が2,500g未満の赤ちゃんのいる家庭等

問 豊橋市保健所 こども保健課 ☎39-9160

乳児家庭全戸訪問(こにちは赤ちゃん訪問)

看護師等が訪問し、体重測定、育児相談、子育てに関する情報の提供などを実施

対象 生後2か月前後の乳児のいる市内の全家庭(申し込み不要。ただし、未熟児等の家庭訪問、産婦・新生児訪問をした家庭を除きます)

訪問方法 市から事前に連絡し、訪問

子育て情報ファイルとともに泡ウォッシュをプレゼントします。



地域の民生・児童委員と主任児童委員が訪問し、地域の子育て情報を提供

対象 生後3か月前後の乳児のいる市内の全家庭(一部家庭を除きます)

訪問方法 地域の民生・児童委員と主任児童委員の2人1組で訪問

連絡先 こども若者総合相談支援センター(☎54-7830)

おしりふきをプレゼントします。



産後ケア事業

宿泊や日帰り、訪問による心身のケアや育児指導など

対象 概ね産後1年未満で家族等から十分な産後の支援が受けられず育児支援が必要な産婦と乳児

※利用方法や自己負担額などの詳細は、こども保健課までお問い合わせください。



★手当・医療費の助成など

出産育児一時金



対象 健康保険加入者の出産に対して支給されます。

支給金額 40.4万円+1.6万円(産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合)

手続方法 分娩医療機関にて申請(直接支払制度)、もしくは出産費用支払い後、加入している保険へ申請。

費用が支給額に満たない場合、加入している保険に差額支給の請求。

- ・社会保険等…勤務先又は各保険者
- ・国民健康保険…国保年金課(☎51-2286)

支給時期 申請から3か月前後、銀行振込

児童手当



子育て支援課 ☎51-3161

対象 児童の養育者に対して支給されます。(所得制限有り)

受給期間 申請した月の翌月から15歳に達した年度の3月まで

支給月 2月・6月・10月

支給金額 児童1人当たり月額(表のとおり)
※所得制限限度額以上の受給者の場合、一律5,000円

区分	第1、2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	
3歳～小学校修了前	10,000円	15,000円
中学生		10,000円

子ども医療

問 子育て支援課 ☎51-2335



対象 中学3年生までの子どもが病院等を受診した時に医療費を助成します。
(入院にかかる医療費は18歳到達の年度末まで)

助成内容 保険診療の自己負担分全額(入院の食事代、くすりの容器代等は対象外)

助成方法 子ども医療費受給者証の交付を受け、県内の医療機関の窓口で保険証と一緒に提示。
受給者証は子育て支援課または窓口センターで申請。

※県外の医療機関での受診、保険証未提示での受診または、15歳到達の年度末から18歳到達の年度末までの入院分は子育て支援課へ申請により払戻し(通院分のみの払戻しの申請は窓口センターも受付可能)

医療費の公費負担について

問 豊橋市保健所 こども保健課 ☎39-9167



下記の表の疾病について治療費の公費負担制度があります。

いずれの場合も、指定医療機関医師の意見書が必要となりますので、対象になると思われる方は医師にご相談ください。なお、症状や所得などにより、対象にならない場合があります。

区分	対象者	対象となる疾患
未熟児養育医療	1歳未満	未熟児(身体の発育が未熟のまま出生した乳児)
障害児自立支援医療 (育成医療)	18歳未満	ヘルニアの手術、心臓病の手術、口蓋裂の治療等
小児慢性特定疾病医療	18歳未満 (更新20歳未満)	内分泌の異常、小児がん、血液疾患、免疫疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う疾患、消化器疾患、皮膚疾患等

不妊治療費・不育症検査費補助金

問 豊橋市保健所 こども保健課 ☎39-9160



不妊治療及び不育症検査費用にかかる医療費の一部を助成しています。

対象 豊橋市に住所のある方

ただし、年齢等に制限がありますのでホームページをご覧ください。



妊娠・出産



子どもの権利について

「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」は、世界中の子どもが健やかに成長できるようにとの願いを込めて、1989(平成元)年11月に国際連合の総会で採択され、日本は1994(平成6)年にこの条約を結んでいます。この条約は、4つの権利(生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利)を守ることを定めています。すべての子どもには、幸せに生きる権利があります。「子どもの人権」は、子どもだけでは守ることはできません。大人や社会には、子どもにとってもっと良いことは何かを判断し、子どもの権利をあたりまえのものとして保障する義務や責任があります。子どもが夢と希望を持ち、健やかに育ち、幸せに暮らせるまちを目指しましょう。



～本は「心の栄養」～

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高めて創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。豊橋市には中央図書館・向山図書館・大清水図書館の3館とネットワーク館(青陵・石巻・二川・北部・南部・牟呂の各地区市民館、アイプラザ豊橋、こども未来館)があり、どこの施設でも本の貸出・返却・予約ができます。

本を借りる場合は貸出券が必要となります。申請当日に発行できるため、その場で本を借りることができます。貸出券発行の際は氏名・住所・生年月日が確認できる身分証明書(子どもの方は健康保険証など)をお持ちください。ご利用お待ちしています!また、図書館ホームページから、本の検索や予約も可能ですのでご覧ください。



外国语絵本を読んでみよう

豊橋市図書館には洋書を収集している「司文庫」があります。英語やポルトガル語、タガログ語などの外国语絵本も収集しており、通常の図書と同様に借りることができます。多言語の絵本が所蔵されている図書館は珍しく、豊橋市図書館の特徴といえます。ぜひご利用ください。



豊橋市の市外局番は0532です



0~3歳 豊橋子育て情報ハンドブック



妊娠・出産

★健康診査

4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査



問 豊橋市保健所 こども保健課

☎39-9160

健診	対象
4か月児健康診査 ブックスタート(絵本とトートバッグをプレゼント)	3か月～4か月児
1歳6か月児健康診査	1歳7か月～1歳8か月児
3歳児健康診査	3歳4か月～3歳5か月児

健診日の1か月前ごろに日時を指定した健康診査票を送付します。

2歳児歯科健康診査



問 豊橋市保健所 健康増進課

☎39-9136

市内歯科医院で1回受診

対象 2歳～2歳6か月児

※2歳になる前月の末日に個人通知

子どもの薬もジェネリック医薬品へ

豊橋市には、子ども医療費助成制度(制度の詳細は32ページ)があり、対象となる場合は、病院や薬局(処方箋)の自己負担が実質0円なので、ジェネリック医薬品に切り替えても、自己負担額にあまり影響はしません…

しかし! 実際には健康保険が7～8割、自治体が2～3割を負担していく。医療費が増えると健康保険の財政が圧迫され、健康保険料・保険税の引き上げを招くことがあります。

また、医療費助成にもみなさんの税金が投入されていますので、保険制度を安定して継続的に維持していくためにも、医療費全体の節約が重要になります。

お子さんの薬もジェネリック医薬品を積極的に利用しましょう。なお、P72に手軽に意思表示ができる希望カードを掲載していますので切り取ってご活用ください。

<ジェネリック医薬品とは>

先発医薬品の特許期間が切れた後に販売が許可された、新薬と同じ有効成分・効用で作られた薬です。開発費用が新薬より抑えられることなどにより、安価で提供されています。

★講習会

問 豊橋市保健所 こども保健課
☎39-9160

離乳食講習会(モグモグ教室)



離乳食の基本の講習

対象 生後5～6か月前後の子どもの保護者

試食代 100円

離乳食講習会(カミカミ教室)



離乳食・歯みがきデビューの講話

対象 生後9～11か月頃の子どもと保護者

試食代 300円

★予防接種

問 豊橋市保健所 健康政策課 ☎39-9109



大切な子どもを病気から守るために予防接種を受けましょう。

定期予防接種(無料)

対象時期になりましたら、市から予診票を送付します。

標準的な接種年齢 法律で定められた接種対象年齢

区分	2か月	3か月	6か月	9か月	1歳	2歳	3歳
B型肝炎	27日以上の間隔をおいて2回接種後、1回目から139日以上の間隔をおいて1回接種						
ロタウイルス	ロタリックス	初回は生後2か月～生後14週6日までに接種、27日以上の間隔をおいて2回接種					
	ロタテック	初回は生後2か月～生後14週6日までに接種、27日以上の間隔をおいて3回接種					
ヒブ (インフルエンザ菌b型)		初回(27日以上、標準的には56日までの間隔をおいて3回接種) 追加(3回目接種後7か月以上、標準的には13か月までの間隔をおいて1回接種)					
小児用肺炎球菌		初回(標準的には1歳までに27日以上の間隔をおいて3回接種) 追加(3回目接種後60日以上あけて生後12か月以降、標準的には15か月までの間に1回接種)					
4種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)		1期初回(20日以上、標準的には56日までの間隔をおいて3回接種) 追加(3回目接種後1年～1年半の間に1回接種)					
BCG					生後5か月以上8か月末満(1回接種)		
MR(麻しん・風しん混合)		1期(1歳～2歳未満の間に1回接種)					
水痘(水ぼうそう)		1回目接種後6か月～1年の間に1回接種					
日本脳炎		1期初回(6日以上、標準的には28日までの間隔をおいて2回接種) 追加(2回目接種後6か月以上、標準的にはおおむね1年後に1回接種)					

●里帰り出産などで市外の医療機関で接種を希望する場合、接種前に申請が必要です。接種に必要な書類の作成には1週間から10日ほどかかります。

申請前に接種した場合の払い戻しはできません。なお、任意予防接種は費用助成の対象となりません。

※ワクチンの同時接種は、必要な免疫を早くつけてお子さんを守るだけでなく、通院の回数を減らすこともできます。医師の判断と保護者の方の同意によって行うことができます。なお、複数のワクチンを同時接種しても、1種類ずつ接種する場合と安全性や効果に違いはありません。

任意予防接種の費用助成について



種類	対象年齢	接種回数	助成額
おたふくかぜ*	1~2歳未満	1回	2,000円
MR(麻しん・風しん混合)	2歳以上で、MR1期末接種の子	1回	5,500円

*すでに罹患した子は対象外です。

- MR(麻しん・風しん混合)は、令和4年3月31日までの限定事業です。
- 接種費用は医療機関で異なります。接種費用から助成額を引いた額を医療機関へお支払ください。
- 任意予防接種は、法律に基づかない予防接種です。予防接種の効果、副反応について医師から十分な説明を受けた上で接種してください。
- 豊橋市内の実施医療機関に確認・予約のうえ、母子健康手帳と豊橋市内に住民登録をしていることを証明できる書類(子ども医療費受給者証、在留カードなど)を持参し、接種してください。



パパもママも定期的に歯科健診を受けましょう!!

むし歯は感染症です。お子さんの歯をむし歯にさせないためにも、家族全員が歯科健診を受けましょう。妊娠婦歯科健診(P29)は産後1年が経過するまでにご利用ください。又、20歳から対象年齢の方に無料で歯周病検診を実施しています。対象の方には健診票を郵送しますので、ぜひ受診してください。